

作業委託仕様書

1 事業名

国道脇法面除草業務委託(右京区京北周山町中山-国道 162 号)

2 業務の目的

右京区京北周山町中山地内の国道162号沿道において、道路法面に自生する植物が繁茂し、ツル植物等が道路側張り出す可能性があり、自転車をはじめとする通行車両の安全な通行に支障を及ぼすおそれがある。また、当該地周辺は交通結節点や小中学校が高台にあり、景観の維持向上も求められている。このため、本業務では、適切な除草を実施することにより、通行車両の安全を確保するとともに、周辺景観の維持・向上を図るものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年1月22日(金)まで

4 履行場所

右京区京北周山町中山地内 国道162号東側法面

5 業務範囲

別紙委託箇所図・詳細位置図及び図-①を参照

始点:コンクリート法枠端部(写真-①)

終点:対面歩道の乗入れ端部の延長線上(写真-②・③)

上端:学校通路用ネットフェンス、終点側は折点があるため注意。(写真-①・②・③)

下端:道路側溝(写真-①・②)

写真-①

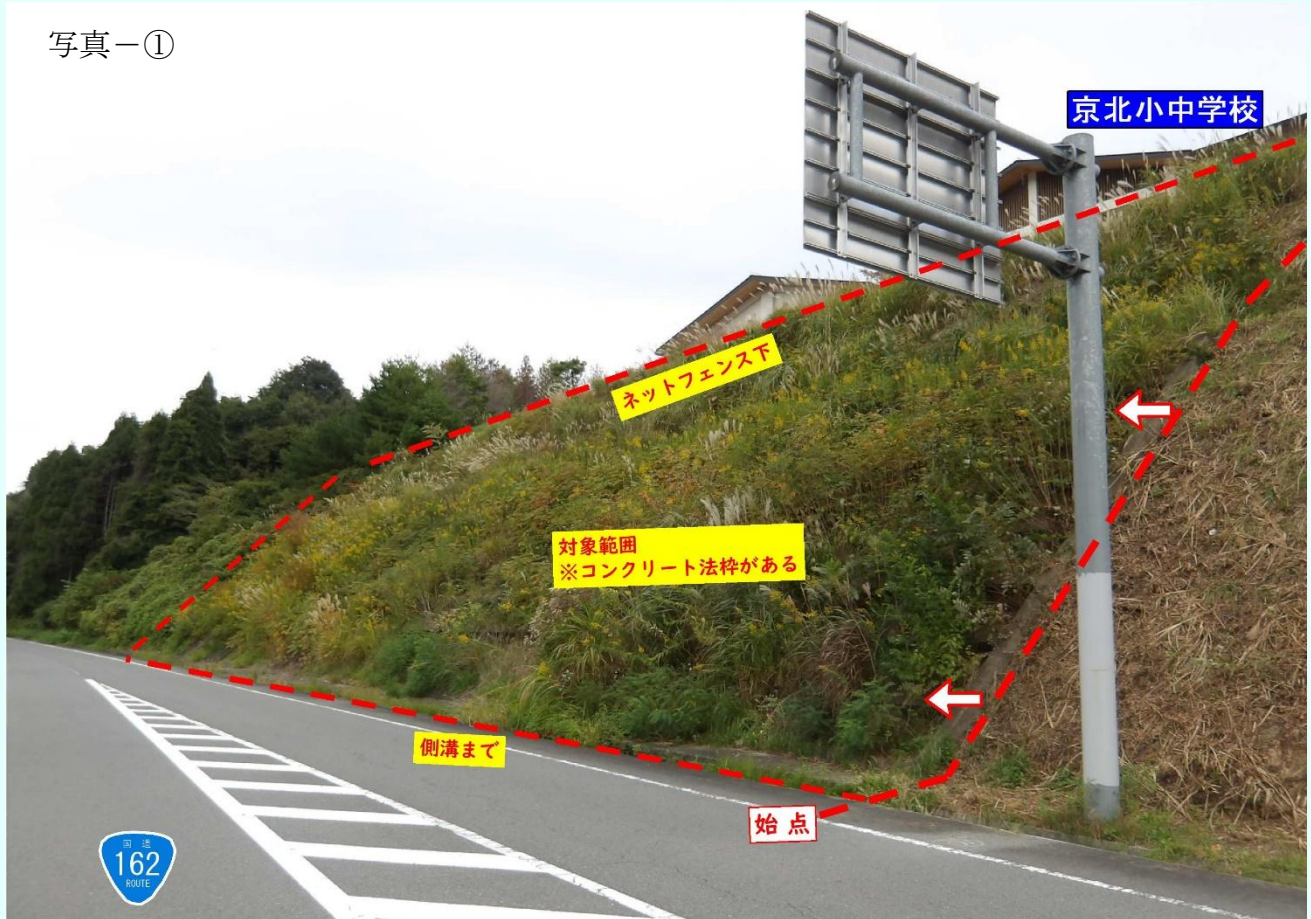
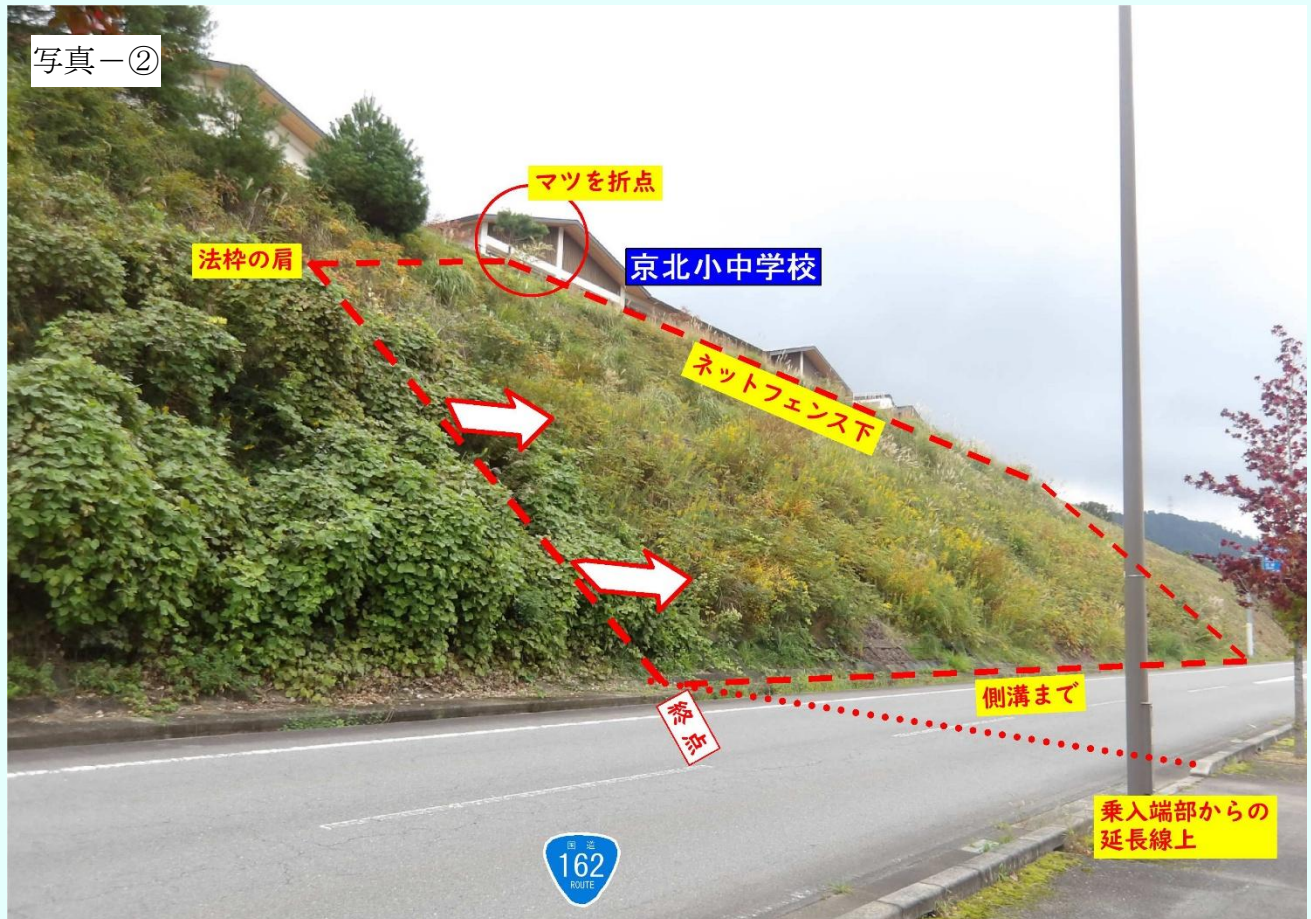
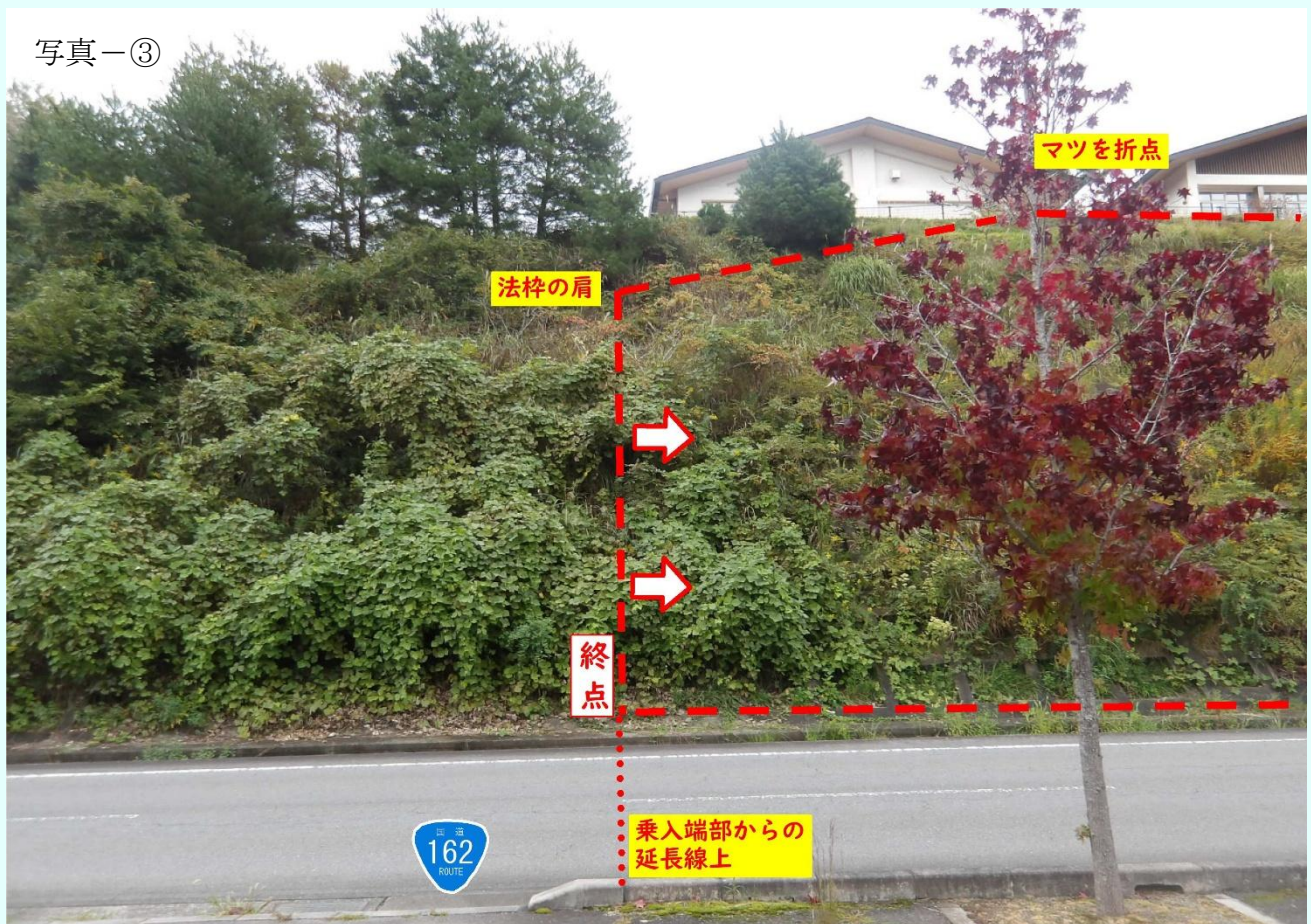


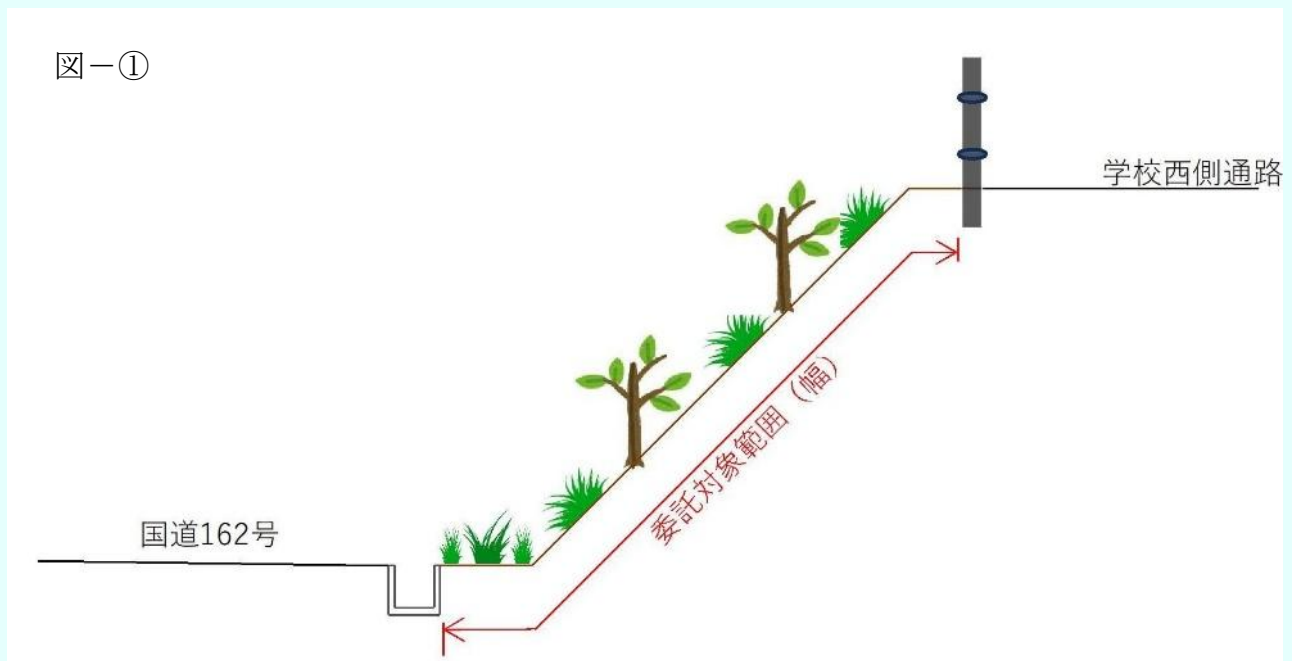
写真-②



写真－③



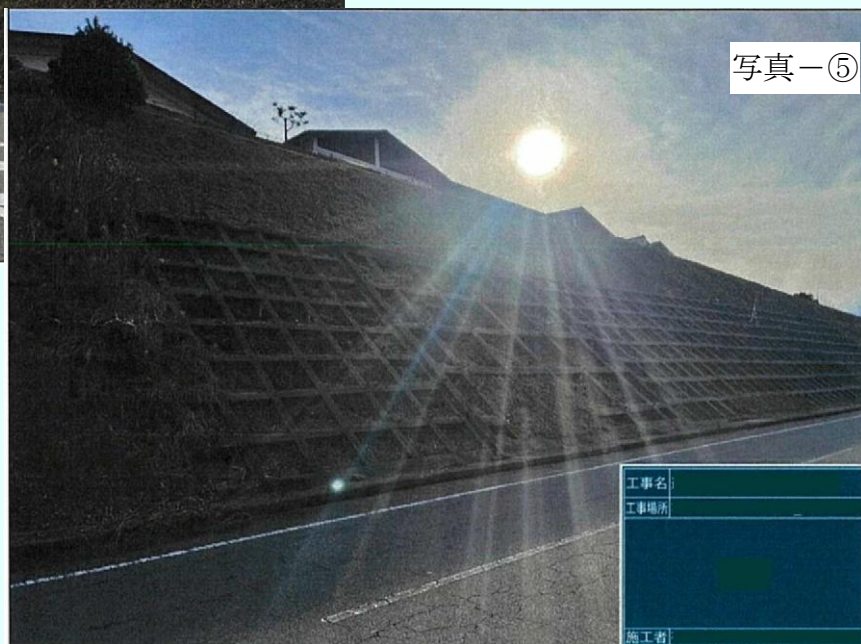
図－①



6 業務内容

前項の写真に示した範囲の除草及び伐採を行う(延長約64m)。除草及び伐採位置は地面付近とする。今委託業務で発生した除草及び伐採材は受注者により適正に運搬し処分を行うこと。

対象範囲は、写真-①の示した境界から写真-②の示した境界位置以上とする。目安としてはコンクリート法枠の端部線と対面の歩道乗入れ端部の延長線上とする。法面の傾斜は平均で約45°あるが、法枠が連続しているため、写真-④・⑤を参考に作業計画上考慮していくこと。終点部分はマツが自生しており、これを折れ点としている(写真-⑥)。また、コンクリート法枠上部が小段となっており、終点側の折れ点としている。



写真－⑥



7 見積項目

除草及び伐採作業、交通誘導員、収集運搬費、処分材とそれ以外で生じた処分費、経費は必要に応じて任意に計上する。

8 支払条件

業務完了後、履行場所(業務範囲)において適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

提出する書類

1. 業務完了報告書(様式 19)

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc

2. 請求書

https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13_1seikyuusyo.xls

3. 写真(着手前、完了時、履行時)※データ提出可

着手前及び完了時の写真は定点での撮影として、対比ができるようにする。

※データ提出可

※各提出する資料に記載する業務名称は、本仕様書に示した業務名のとおりとする。

9 特記事項

(費用)

- ・ 作業に要する労務費、交通誘導員、車両運転費、仮設資材費、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び指定した廃材以外の処分費も本業務に含む。
- ・ 作業で生じた除草や伐採以外に、落下散在したごみは受託者の処分とする。

(安全)

- ・ 作業にあたっては通行車両等の安全に十分配慮し、適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受託者において取得すること。取得後の許可書写しを作業前までに提出をする。
- ・ 交通誘導員の適切な位置に、かつ、道路事情に応じた人員配置を実施する
- ・ 作業は状況次第で道路規制を伴うことが想定されるため、予告看板や規制帯は第三者に対して明確に示せるよう設置位置など余裕を有して行うこと。
- ・ 事前に法面の形状と路側帯の確認を行い、作業場所の確保に努め安全作業を行うこと。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受託者の責任において行うこと。
- ・ 作業中の事故をはじめとした問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受託者の責任において

対応すること。

(工程)

- ・ 学校関係者への周知を行うため、実施予定日が確定した際は1週間前までを目途に受託者から発注者へその旨の報告を行うこと。
- ・ 作業日時の周知は、予告看板を工区始終点に1週間前を目途として設置する。設置箇所については監督職員と事前に相談し決定する。
- ・ 作業時間は原則として土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時の間とする。

(その他)

- ・ 作業で生じた除草材や伐採材は現地に仮置きをせず、除去したその都度搬出をする。
- ・ 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成し、直接手渡しを行うか、メール※にて本市担当者に提出すること。(※keihokudoboku@city.kyoto.lg.jp)
- ・ 作業時は可能な限り道路を通行する車両の妨げにならないよう、十分注意し、適切に対処する。

- ・ 対象となる法面の勾配はおおよそ 45°である(※写真－⑥参照)。作業計画の立案に当たってはこの勾配を十分に考慮し、安全確保のための対策を講じるものとする。



全体
位置図



詳細位置図

